

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十一号

##### 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十一条の二第一項の人事委員会規則で定める地域以外の」を「第十一条の二第二項第四号に規定する」に改め、「（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）」を削り、同項第三号中「第十一条の二第一項の人事委員会規則で定める」を「第十一条の二第二項第三号に規定する」に改め、「（広島県の区域内にある地域に限る。）」及び「又は同項の規定により人事委員会規則で定める公署」を削る。

##### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。